

2023 年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（3 月募集）

[一般入試〔素養重視方式〕]

小 論 文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 12 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・携帯型音楽プレイヤー等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2023 年 3 月 4 日（土）

小論文

問題

次の資料〔第 208 回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会 第 3 号（令和 4 年 03 月 29 日（火曜日））会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- (1) 食品添加物不使用表示ガイドライン（以下、本ガイドライン）はどのような理由から策定されたと述べられていますか。
- (2) ①本ガイドライン作成に対する消費者の不安とはどのようなものですか。
②上記の不安に対してはどのように対応すべきであると述べられていますか。
- (3) ①「無添加」表示を禁止する理由についてどのように述べられていますか。
②「無添加」表示の禁止には、どのような問題点があると指摘されていますか。
③また、それに対してどのような提案が述べられていますか。
- (4) ①化学調味料等の不使用の表示を禁止することに対してどのような問題点があると指摘されていますか。
②これに対して禁止すべき理由が述べられていますが、その理由についてすべて挙げなさい。

資料〔第 208 回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会 第 3 号（令和 4 年 03 月 29 日（火曜日））会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○MA委員長 これより会議を開きます。

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。Aさん。

○A委員 食品添加物不使用表示ガイドラインについてお伺いをいたします。

まず、改めて確認ですけれども、今回のガイドライン作成は、事業者による任意表示の部分のみという理解でよろしかったでしょうか。また、経過措置期間について確認させていただきます。

○W国務大臣 消費者の商品選択におきまして、表示の正確性、非常に重要なことだというふうに考えてございます。

その上で、食品添加物の不使用表示につきましては、消費者を誤認させるような表示は禁止されているものの、基本的には任意表示となっておりまして、表示を行うか否かは、その表示方法、これは食品関連事業者等に委ねられているところでもございます。

こうした状況下、無添加、不使用などの食品添加物の不使用表示につきましては、多くの消費者が商品購入の際の参考にしているにもかかわらず、表示禁止事項に該当するおそれが高いケースがあるものと考えられ、その背景には、表示禁止事項が不明確であることが指摘をされていたところでもあります。

このため、義務表示制度を変更することなく、任意表示である食品添加物の不使用表示に関しまして、誤認させる表示等に基づく商品選択が行われることがないように、今回のガイドラインを策定するものでございます。

ガイドライン策定後は、食品関連事業者等におきまして、自らの商品の表示が消費者に誤認を与えるかどうかの自己点検、これを行っていただきたいと考えております。その結果、表示の見直しが必要となった場合には、包装資材の切替え等に一定期間の期間が必要であることも考えまして、表示の見直しに関して二年程度の期間を設けることとしているところでございます。

○A委員 大臣からも御答弁あったように、いわゆる消費者の皆様を誤認させないようにということで、今までの任意の表示についてルールがなかったからきちっと定めようとする。すなわち、消費者を保護する目的が一番だというふうに思うんですけれども、一方で、このガイドライン作成に対して逆に消費者から大きな不安の声が上がっているのも事実でございます。

ます。これは事業者も含めまして不安の声も上がっています。

これは、きちっと説明しないと、消費者のために作ったものが、何か逆のようなイメージを受けている今の現状について、ここはしっかりと是正しないといけないなど私は思います。消費者の皆様の中には、これまで任意表示を頼りに商品を選んでいた方も当然おりますし、それがなくなる、何かまるで急になくなっちゃうんじゃないかということで、何を頼りに選べばいいんだといった声も聞こえてきます。

任意表示がなくなることで、何を基準にして食品の安全性を見極めればよいのかという不安の声に対して政府はどう応えるのか、対応をお聞かせください。

○W国務大臣 本ガイドライン案は、現時点で消費者に誤認を与えるような表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示について取りまとめてございます。食品添加物の不使用表示を禁止するものではございません。

食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、厚生労働省での審議を経て食品衛生法に基づき成分規格や使用基準が設定をされているところでもございます。

しかしながら、これまでの消費者意向調査におきまして、この食品添加物は安全性が評価されること等について十分な理解がされていないということが明らかになっており、こういった現状を踏まえまして、本ガイドラインの作成後は、食品添加物全般に関しても消費者の皆様方にも正しく理解をしていただけるよう、表示制度と併せて周知、普及を行ってまいりたい、こう思っております。

○A委員 何でこういうふうな誤解が一般的に生じてしまっているのかという中で、任意表示じゃなく義務表示、義務の表示の食品の表示について、やはり、まだまだその存在とか読み解き方が、一般の人には分かりにくいとか知られていない状態が、その一つの理由かなというふうにも思っています。

だから、今回の、任意表示が何かまるでいきなりなくなってしまうんじゃないかといった誤解から、今回のような不安の声が生じたのかなというふうにも思っております。

今回のガイドラインにより、任意表示がなくなる場面も出てくるのかなと思います。同時に、義務表示である食品表示の読み方をしっかり普及させる必要も併せてあるのかなというふうにも思っております。

例えば、オンライン無料講座のような、一連の動画で食品表示の読み解き方を解説する講座を消費者庁ホームページのトップページに分かりやすく配置するなど、思い切った工夫が必要ではないでしょうか。現状では、消費者向け、事業者向けとページが分かれており、食品安全総合サイトという消費者向けの別のサイトも用意されていますが、いずれのページでも、改正についてのパンフレットなどの文字情報は置かれているものの、目的地までたどりにくい状況になっております。

併設されている消費者教育用の教材検索サイトもありますが、こちらも、食品表示の改正

パンフレットによろやくたどり着くといった感じであり、まずは、食品表示の全体概要を学ぼうとする場合には非常に分かりにくい内容となっております。

なお、動画で食品表示改正を解説するものもありましたが、ちょうど今回の質問に備えようと思ってそのリンクをクリックしたら、ノットファウンドということで、ページが機能しておりませんでした。これが現状だと思います。

そんな中で、今回のようなタイミングでガイドラインの改正を行うことによって、逆に何か誤ったメッセージを与えてしまうのかなというふうにも感じたところでございます。

この制度をつくる政府が、当然、制度について一番正確に説明できるはずです。民間の講座とか出版物よりも、まずは消費者庁が、ホームページで学ぼう、頼りにしようと真っ先に消費者が思えるような、義務表示の、食品表示そのものについての読み解き方を学べるオンライン動画の無料講座をトップページなどで配信し、理解を積極的に広める試みをするなど、どうでしょうか。

また、コロナが始まって以来、動画視聴が以前よりも社会的に受け入れられやすくなっており、文字情報よりも動画の方が理解しやすいとの利点もあります。是非前向きに検討をしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○W国務大臣 今委員がおっしゃっていますように、食品の表示、これはまさに消費者が商品を選択する場合に当たっての重要な判断材料だと思っております。

消費者の皆様方への普及啓発については、これまでも、消費者団体と連携をいたしまして、全国における食品表示制度セミナーを開催させていただいております。また、事業者団体や地方公共団体からの要請により食品表示制度の説明会へ講師の派遣なども行ってございます。また、さらには、消費者の皆様方向けへのパンフレット等の作成及び配布も行ってるところでもございます。

委員がおっしゃるとおり、確かに、コロナ禍である状況を踏まえますと、やはり、オンラインでの説明会、これも一部開催、説明会の動画をウェブサイトで配信することなども行ってはおりますけれども、まだまだ足らざるところがあるのかもしれない。

また、先ほど御指摘いただきました、ノットファウンドになっちゃったというお話でございました。どういう事情か、ちょっと私も分かりませんが、そうしたことがないように、様々な場面で引き続き工夫をしながら、消費者の皆様方が、身近で、御理解がいただきやすいような形での普及啓発を行ってまいりたい、努力してまいりたいと思っております。

○A委員 早急に改善できるところは早急に改善してほしいというふうに思っております。そして、一層の周知の徹底の努力の方を、重ねてお願いいたします。

ちょっと質問の観点を変えます。

任意表示で、例えば、人工甘味料を使用していません、化学調味料を使用していませんという記載は、いわゆる人工、化学的な合成添加物と天然物からの抽出物との差別化に価値を

置いて食品を選択する消費者や、製造工程で努力をする事業者にとって、よりどころとなる、意義のある表示だと私は思います。また、内容が事実在即している限り、誰も困る人は出てこないというふうに思います。

今後どのような書き方をすれば、これまでどおり、消費者が求め、事業者も重きを置いているこのような価値を伝えられることができるのか。政府から、この任意表示の書き方についての例を示してはどうでしょうか。例えば、調味料を抽出する過程を事実在即して記載すれば問題ないのでしょうか。今回寄せられている疑問や不安の声に応えていただきたく、政府の見解を伺います。

○MU政府参考人 お答えいたします。

これまでも御説明させていただいておりますとおり、本ガイドラインは、現時点で消費者に誤認を与えるような表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示について取りまとめたものということでございます。

今委員の方から御指摘ございました食品添加物でございますけれども、食品添加物は、食品衛生法においては、化学的合成物とそれから植物からの抽出物等の天然物とに差は設けられておりません。いずれも使用が認められております。これに倣い、食品表示基準においても、化学的合成品と天然物に差を設けず、原則として全て表示をすることとしております。

これに加えまして、人工、合成といった用語には、具体的な根拠や規定がないことや天然物の消費者の理解に影響しているということから、令和二年に食品表示基準を改正いたしまして、添加物表示における人工及び合成の用語を削除したところでございます。

このような中で、例えば、消費者がこれらの用語に悪い印象を持っていた場合、人工甘味料不使用等の表示は、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあるものと考えております。

このため、人工あるいは合成といった用語を用いず、単に着色料不使用と事実在即して任意に表示することや、不使用表示ではなく、例えば、実際に使用した調味料について、その製造、抽出する過程を事実在即して任意で表示していただくことは可能であると考えております。

○A委員 なので、やはり幾つか具体的な分かりやすい例示なんかを示してくれた方が事業者にとっても消費者にとってもいいのかなというふうに思いますので、その辺は少し検討をしてほしいなというふうに思っています。

恐らく、消費者庁の皆さん、先ほど大臣の答弁があったように、消費者の利益のためにやろうとしていることですし、それは別に事業者の企業努力を縛るものではないというふうに理解していますけれども、何かそれが世間に誤った伝わり方をしているのは非常にもったいないのではないかというふうに思います。

先ほど大臣の御答弁でも経過措置も二年というふうにあったと思うんですけれども、何

かこれは、始まったからといってすぐに一斉に取締りとかするわけじゃないですよね。一応、確認ですけれども、質問させてください。

○MU政府参考人 お答えいたします。

本ガイドラインは、まず、食品関連事業者等において、自らの商品の表示が消費者に誤認を与えるかどうかの自己点検を行う際に用いてもらうことを考えております。

本ガイドラインの策定後、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、御指摘ありましたとおり、表示の見直しに関しまして二年程度の期間を設けるということにしております。

事業者には、二年に満たない間においても、可能な限り速やかに見直しを行っていただくことによって不適切な表示が防止されることが期待されると考えておりますが、御指摘があったとおり、二年間、そういったことで自己点検期間ということで位置づけておりますので、その間はまさしく事業者の方で自主的に対応していただくことを考えております。

○A委員 ありがとうございます。

あくまでも自己点検するということを促すということで、消費者の利益のためにやったというような認識で確認させてもらったので、以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

—————中略—————

○MA委員長 次に、Yさん。

○Y委員 RM党、Yです。よろしく願いいたします。

それでは、W大臣の所信に対する質疑に入ります。

大臣は所信の中で、「食品表示は、消費者の商品選択に当たっての入口であり、かつ、重要な判断材料です。消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するよう、その厳正な法執行を始めとした適切な制度運用に努めます。」と述べられました。

この度、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが示されています。大臣は、食品添加物はなるべく少ない方がよい、若しくは、できれば無添加の方がよいと思われていますか。

○W国務大臣 食品添加物、これは、食品安全委員会で安全性が評価をされまして、厚生労働省での審議を経て、食品衛生法に基づき成分規格あるいは使用基準が設定されていることから、それに基づき使用されている食品の安全性については、問題があるとは考えておりません。

○Ｙ委員 食品添加物に対して、私自身は、一消費者として、かなり敏感に商品選択、参考にします。実際に、消費者アンケートでは、五一・二％の消費者が無添加や〇〇不使用の表示を選択機会にしており、そのうち更に約七割の方が、食の安全、安心を求めて選択されています。

大臣には、消費者庁の最高責任者として、この消費者心理を理解し、消費者の自由な選択や権利を守る政治を実行してもらわなければなりません。

その上で、今回のこのガイドラインの必要性についてお尋ねいたします。

食品添加物を使用しているにもかかわらず、単なる無添加とだけ表示を行う、明らかな、消費者に誤認を与えるような事業者に対しては、そもそも、今回の新たなガイドラインがなくとも、現行の食品表示法で取締りは可能ではないでしょうか。端的にお答えください。

○Ｑ国務大臣 対象を明示せずに単に無添加と表示をしますと、何を添加していないのかが不明確である。添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、一般的に、消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には、内容物を誤認させるおそれがあり、表示の改善が必要なケースもあり得ると考えているところでもございます。

このような無添加、不使用などの食品添加物の不使用表示については、多くの消費者の方が商品購入の際に、委員もおっしゃっておられましたけれども、参考にしているにもかかわらず、表示禁止事項に該当するおそれの高いケースがあるものと考えられ、その背景としては、やはり表示禁止事項が不明確であることが指摘をされていたところでもございます。

このために、本ガイドライン案により、食品添加物の不使用表示に関しまして、誤認をさせる表示等に基づく商品選択が行われることがないように、表示禁止事項の解釈を示すこととしたものでございます。

○Ｙ委員 ありがとうございます。

一般的に、無添加と言われたら、食品添加物不使用と、多くの消費者がそういうふうにイメージします。

言われているように、ただ無添加と書かれていれば誤認すると言われますが、ただ無添加と書かれていた場合に消費者に誤認を与えるような、そういう商品がどういったケースであるのか、具体的に教えてください。

○Ｑ国務大臣 対象を明示せずに単に無添加、この表示をしますと、何を添加していないのかが不明確になるかと思えます。これが場合によっては消費者を誤認させるおそれがあるというふうに考えているところでもございます。

例えばですけれども、最も目立つ場所に、仮に単に無添加と、何か書いてあったとして、それと離れたところに、使用していない添加物の具体名を挙げて無添加と表示して、かつ、

実際にはそれ以外の添加物が使用されている場合、消費者は、やはり最も目立つ場所に書かれている単なる無添加というところの表示だけを見て、一切の添加物を使用していないというふうに考えてしまうおそれというのがあるかと思えます。

消費者が考えてしまうおそれが、事実と異なるということで、実際には添加物を一切使用しておらず、消費者もその意味で理解する場合、これは、委員がおっしゃったみたいに、全く何にもないのであれば本当に問題ないと思えます、私も。その場合には消費者に誤認を生じさせる表示には当たりませんので、そうしたものはそれで結構なんですけど、そうでない場合というのが誤認を与えるおそれがあるというふうに御理解いただければと思っております。

○Y委員 今、W大臣から明確に、全く食品添加物が不使用の場合は問題がないとおっしゃいました。

改めて確認なんですけど、それでは、食品添加物を実際に使っていない事業者が、これまでどおり、商品の裏面の義務表示欄じゃないです、表欄のあくまでも任意表示欄に無添加とだけ表示する場合、これは今回のガイドラインの規制の対象になるのでしょうか。

○W国務大臣 具体的な商品に言及することは差し控させていただきますけれども、一般論としてお話し申し上げますが、単なる無添加の表示、これは、消費者にとりましては、食品添加物が無使用であるという旨を推察させるものであろうかと思っております。この場合においては、実際に食品添加物が一切、全く不使用であれば、違反となるものではございません。

しかしながら、対象を明示しないで単に無添加という表示をすると、何を添加していないのかがやはり不明確ということになってこようかと思っておりますので、添加されていないものについて消費者自身が推察をすることになってまいります。そうすると、一般的に消費者が内容物を誤認するおそれがあるので、表示の改善が必要なケースもあり得るかなというふうに思っております。

○Y委員 ありがとうございます。ケース・バイ・ケースということでしょうか。それだと、多くの消費者、消費者というか事業者の方々が混乱されます。

そこで、今、大臣は、実際に食品添加物を使っていないのであれば、無添加と表示を続けても構わないんだという御答弁でよろしいですね。

ありがとうございます。そういう御答弁だと思います。であれば、このガイドラインの類型一、事前にちょっと資料を準備させていただいていたんですが、類型一、単なる無添加の表示、これを禁止するという内容になっているんです。

大臣の御説明と、このガイドラインの類型一の新基準、矛盾していると思うんですが、御見解をお聞かせください。

○W国務大臣 今、いろいろ資料をお配りいただいておりますが、具体的な商品に言及することはやはり差し控えさせていただきますけれども、単なる無添加の表示、これは、一般的な消費者にとって、食品添加物が不使用である旨を推察させる場合があると承知いたしているところでございます。

この場合においては、やはり、実際に食品添加物が一切不使用であれば違反となるものではない、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。しかしながら、対象を明示せずに単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかがやはり不明確であるということから、添加されていないものについて消費者自身が推察をすることになり、一般的に消費者が内容を誤認するおそれがあり、表示の改善のケースもあるということでございます。

いずれにいたしましても、実際の食品添加物の不使用表示、これが表示禁止事項に該当するか否かというのは、各類型のうち、本ガイドラインに示す表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合には、当てはまることだけではなく、商品の性質、あるいは一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、やはりケース・バイ・ケースで、全体として判断していくということになってこようかと思えます。

○Y委員 ありがとうございます。

個別具体的なケースを述べてもらわないと困るんですよ。今回のガイドラインによって、多くの事業者の方々が不安で不安で仕方ないんです。私たち国会議員のところにも多くの声が寄せられています。

そこで、これは許可を得て、この場で示すことを得た上で資料として準備させてもらっているんで、しっかりと答えてください。

示させてもらっています、福岡県にある株式会社Kという、めんたいこの会社です。御担当の方は、こう私に言われました。添加物を使用する食品は、製造者や販売者のあくまで都合であり、消費者が望んでいるものではない、消費者には選ぶ権利がある。そういうような思いで、この会社は食の安全にこだわり、消費者のために、無着色、無添加のめんたいこを作り続けておられます。

この場合、このケース、従来どおり、全く使っておりません、食品添加物。無添加と、この記載のとおり、商品パッケージです。裏面の義務表示欄ではありません。広告スペースの任意表示欄です。ここに無添加と記載した場合、消費者庁の取締りの対象になるのでしょうか。大臣、明確にお答えください。

○W国務大臣 個別具体の商品について、私の方で今コメントすることは差し控えさせていただきます。と思っております。

○Y委員 そうであれば、全国の何万、何十万、何百万あるか分かりませんが、こういった

無添加食品に取り組んでいる事業者を、個別に消費者庁のさじ加減で判断されていくんですか。これはとんでもない話です。こういう曖昧なガイドライン、本当に必要なんでしょうか。

そこで、ちょっと私から提案させていただきたいんですけども、今回の類型一、このガイドライン、全くもって意味をなさないと思います。もし、食品添加物を使っているにもかかわらず無添加と表示をし、消費者に誤認を与えるような、そういう事業者があれば、今回のこの類型一のガイドライン、例えば保存料無添加とか砂糖無添加とか、食品添加物以外のものを無添加のみで表示する場合は、食品添加物以外の場合は明確に表示しましょう、そういうガイドラインに改めていただければ、無添加の、食品添加物を使わない努力をしている事業者の方々も、そしてそういう商品を選択したいと思っている多くの消費者の皆さんも、混乱せずに済みます。

大臣、私の提案、いかがでしょうか。

○W国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたが、個別具体の商品については言及は差し控えさせていただきたいと思いますが、私自身も申し上げましたけれども、本当に全く一切のものがなく自然のままというものであれば、それは違反となるものではないというふうに思っておりますし、今委員が御指摘になった点も踏まえまして、もちろん恣意的に何か判断するということでは全くございませんので、しっかりと丁寧な説明を尽くしていきたい、このように思っております。

○Y委員 僕、たくさんの事業者の方々の話を聞きました。もしこのままこのガイドラインが通ってしまえば、せっかく努力している事業者さんも、国のルールだから、無添加という表示を改めざるを得ないと言われている方々もいます。そんな必要はないと思うんですよ。実際、食品添加物を使っていないんだから。

だから、食品添加物を全く使っていない事業者が、これまでどおり無添加と表示を続けられること、それをちゃんと守ることが消費者庁の役割だと思います。全く真逆の改定内容になっている。

だから、私が提案するように、もし、問題のある、食品添加物を使っているにもかかわらず、例えば砂糖がとか保存料が無添加という意味で無添加とだけ記載している、そういう事業者に対してはちゃんと取り締まるべきですし、ガイドライン上で、〇〇無添加と書きましょう、そういう内容に改めれば済む話なんです。是非、政治決断で、大臣、この問題、しっかりと検討していただきたいと思います。

その上で、次の類型二についてお尋ねいたします。

合成保存料、化学調味料など辞書にも載っている言葉で、かつ、過去にも表示が認められ、消費者の間で定着している言葉を不使用にすると、どういうことでしょうか。

裏面の義務表示を遵守した上で、守った上で、商品広告スペース上の任意表示、ここに特

定の言葉を使ってはいけない。そして、その理由を尋ねると、消費者に誤認を与えるから。いやいや、むしろ私たち消費者の選択する権利を著しく侵害しています。

大臣、事業者の表現の自由や、私たち消費者の知る権利を奪わないでください。大臣、これは明らかな憲法違反です。表現の自由を、知る権利を奪っています。

大変な問題だと思っておりますが、大臣の見解をお聞かせください。

○W国務大臣 本ガイドラインは、まず、現時点では、消費者に誤認を与えるような表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示について取りまとめたものでございます。

その前提で、食品添加物、これは食品衛生法でいわゆる化学的合成品と天然物であろうかと思っておりますが、これに差を設けず、いずれも使用が認められており、使用した場合は、原則として全部、全て表示をすることとしております。何をもってこの化学的合成品と天然物を区別するかというのが、なかなかこれを一概に定めることが難しいということはあるかと思っております。

これに加えまして、この人工、合成といった用語、これは具体的な根拠や規定がないこと、それからまた、添加物の消費者の理解に影響していること、委員も御指摘になりましたけれども、現在の食品表示基準においては、人工及び合成の用語を用いた添加物表示の規定というものが無いのが現状でございます。

こうした中、例えば、人工甘味料不使用などの表示が行われたような場合、実際のものよりも優良又は有利であると誤認をさせるおそれがあるというふうにも考えられます。

このため、人工、合成といった用語を用いず、単に着色料不使用と事実即して任意に表示すること、あるいは、不使用表示ではなくて、例えば実際に使用した調味料について、その製造、抽出する過程を事実即して任意で表示すること、これは可能であろうかというふうに考えているところであります。

○Y委員 何度も何度も強調して言いますが、義務表示欄ではちゃんと守った上です。これは、広告欄、任意表示欄の話をしています。

先ほど来から話があるとおりに、人工とか合成とかいう用語を削除した。それは、消費者庁にとっては、消費者に誤認を与えると言われていた。しかし、私たち消費者にとっては余計なお世話です。消費者があくまで判断すべきことなんです、こういうことは。そして、それは消費者の権利です。ここも大きな問題に、必ず大きな問題になってきます。

何度も強調します。これは、食品添加物不使用事業者にとっては表現の自由を、私たち消費者にとっては知る権利が奪われてしまう大変重要な問題であり、今既に多くの弁護士が、早くも、明確な憲法違反であると、違憲訴訟の準備も進めています。その場合、当然、最高責任者である大臣の政治責任が問われます。

一旦冷静に立ち止まっていただいて、この内容を詳しく、官僚の皆さんの説明だけではなく、消費者団体や事業者の方々の声も受け止めた上で、改めて判断すべきだと提案いたしま

す。いかがでしょうか。

大臣、最後にその思いを、決意をお聞かせください。

○W国務大臣 委員のお考えはしっかりと承りたいと思っておりますが、私どもの考えるところだと少々立場と見解が異なるということで、しかし、御意向についてはしっかりと承らせていただきたいと思いますと思っております。

○Y委員 ありがとうございます。

即刻このガイドラインを取り下げることが強く要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。